

令和2年 No.40

○東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

HATOプロジェクト協働事業に関連した体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年6月24日 教員研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年6月25日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規程第25号

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程(平成25年規程第22号)の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員養成開発連携センター規程の一部改正について

改正理由：HATOプロジェクト協働事業に関連した体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(プロジェクト等)</p> <p>第4条 <u>センターに、四大学協働事業等に必要プロジェクト等を置き、それぞれの事業を行う。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第5条 センターに、<u>センター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</u></p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。</p> <p>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p>	<p>[省略]</p> <p>(部門及び事業)</p> <p>第4条 <u>センターに次に掲げる部門を置き、それぞれ次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>IR部門</u>  <u>IRコンソーシアムの設置を含む、教員養成系のIRネットワークの構築による教員養成の強化</u></p> <p>(2) <u>研修・交流支援部門</u>  <u>イ 教員養成の国際化を目指したSD、FD研修の共同実施と研修プログラム等の開発</u>  <u>ロ 教員養成系大学・学部の交流・相互支援による教員養成相互支援ネットワークの構築</u></p> <p>(3) <u>先導的実践プログラム部門</u>  <u>イ 附属学校間連携による先導的教育実践プログラムの構築</u>  <u>ロ 先導的実践プログラムの開発事業及びその成果を基にした共同実施事業の開発</u></p> <p>2 <u>前項で定める3つの部門には、それぞれ部門長を置く。</u></p> <p>3 <u>それぞれの事業計画等に応じて、必要なプロジェクトを置くことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号に定める先導的実践プログラム部門には、事業計画等に応じて必要なプロジェクトを置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に定めるプロジェクトに、それぞれ責任者を置く。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第5条 センターにセンター長及び専任教員のほか、必要な職員を置く。</p> <p>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて副センター長及び兼任教員を置くことができる。</p> <p>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 <u>前条第2項に規定する部門長は、センター長が指名する者をもって充て、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任部門長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

4 前条に規定するプロジェクト等にそれぞれ責任者を置き、センター長が指名する。

(センター長等)

第6条 センター長は、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 副センター長を置く場合は、センター長がプロジェクト等の責任者の中から指名する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

[省略]

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第10条 [省略]

(組織)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 第4条に規定するプロジェクト等に置かれる責任者

(3) センターに所属する専任教員

(4) 事務局長

(5) 研究・連携推進課長

(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第12条 前条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[省略]

(庶務)

第17条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連

5 前条第5項に規定するプロジェクトの責任者は、センター長が指名する。

(センター長等)

第6条 センター長は、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 副センター長を置く場合は、センター長が部門長の中から指名する。

4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

[省略]

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第10条 [省略]

(組織)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 部門長

(3) 第4条第3項に規定するプロジェクトに置かれる責任者

(4) 第4条第4項に規定するプロジェクトに置かれる責任者

(5) センターに所属する専任教員

(6) 事務局長

(7) 研究・連携推進課長

(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名

(任期)

第12条 前条第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

[省略]

(庶務)

第17条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連

携推進課が処理する。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

携推進課が処理する。

2 センターに置く部門等の庶務については次のとおりとする。

(1) IR部門（学務部）

(2) 研修・交流支援部門（総務部）

(3) 先導的実践プログラム部門（総務部及び財務・研究推進部）

〔省略〕